（法第五条第二十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の二十一　法第五条第二十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

第二章　自立支援給付

第一節　通則

（指定事務受託法人の指定の要件）

第六条の二十二　法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下この条において「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

一　質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二　法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定事務受託法人に係る指定の申請等）

第六条の二十三　令第三条の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該指定に係る市町村等事務（令第三条の二第一項に規定する市町村等事務をいう。以下同じ。）を行う事務所（以下「市町村等事務受託事務所」という。）の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る市町村等事務の種類

四　当該申請に係る市町村等事務の開始の予定年月日

五　市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

六　市町村等事務に係る障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者若しくはこれらの者であった者又は自立支援給付対象サービス等（法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者（第六条の二十八第一項において「質問等対象者」という。）からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

七　当該申請に係る市町村等事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

八　当該申請に係る市町村等事務に係る資産の状況

九　役員の氏名、生年月日及び住所

十　その他指定に関し必要と認める事項

2　令第三条の二第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

二　市町村等事務受託事務所の平面図

三　令第三条の二第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次条第一項において「誓約書」という。）

（指定事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第六条の二十四　指定事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号若しくは第九号に掲げる事項又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項（第一号については、当該指定に係る事務に関するものに限る。）に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定事務受託法人の市町村等事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

（法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の二十一　法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

第二章　自立支援給付

（新設）

（新設）

（新設）